

## 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

### 重要事項説明書

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という）重要事項説明書は、ご利用者が介護保険の通所リハビリテーションサービスを受けるに当たり、あらかじめご利用者やその家族に対し、当事業所の運営規程の概要や通所リハビリテーション従事者などの勤務体制その他と利用者のサービスの選択に資するための重要事項を記したものです。事業者の義務として、ご利用者に対し、この文書を交付してご説明申し上げることを法令上規定されております。

当内容は、利用者が通所リハビリテーション契約書へ記名・捺印し、当事業所に1部提出したときから効力を有します。ただし、代理人に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。

#### 1 当事業所が提供するサービスについてのご質問・相談窓口

電話番号	03-5917-3287（総合受付） 内線20番（相談室）
担当部署	相談室
サービス提供責任者	通所リハビリテーションみずき相談員

\* ご不明な点は、何でもご相談ください。

## 2 通所リハビリテーションみずきの概要

### (1) 当事業所

事業所名	医療法人社団 和好会 通所リハビリテーションみずき		
所在地	東京都板橋区南常盤台一丁目16番3号		
電話番号	03-5917-3287		
介護保険指定事業者番号	1371905009		
サービス提供地域	別紙 事業実施地域		

### (2) 同事業所の職員体制

令和6年4月1日現在

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	医師	1名		1名
相談員			1名	1名
事務員			1名	1名
理学療法士		2名	1名	3名
作業療法士			1名	1名
介護看護職員	看護師			0名
	准看護師	1名		1名
	介護福祉士		1名	1名
	その他	2名	12名	14名

### (3) 同事業所の設備概要

定員	1単位目20名 2単位目20名	計 2単位 40名	
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	食堂および活動室	255.77㎡
		送迎車	4台

#### (4) 営業日および営業時間

営業時間	午前8時30分～ 午後5時00分	下記の休業日を除く毎日
休業日	1単位 日曜日・祝日 2単位 木曜日・日曜日・祝日 12月30日～1月3日 ※ 年末・年始前後の木曜日は、事業所の都合により営業する場合があります。 ※ 日祝日が3日以上続く場合には、都合により営業する場合があります。	
サービス提供時間	営業日の午前9時～午後5時	

### 3 サービス内容

「居宅サービス計画」に沿って、「通所リハビリテーション計画」を作成し、次のようなサービスを提供します。

機能訓練	リハビリテーション計画に沿って訓練プログラムを作成し、身体及び精神機能の維持・改善を図る基本動作訓練を行います。
趣味活動	利用者個々の残存能力を活用し、季節感ある作品づくり・趣味活動のサービスを行いつつ、残存能力の維持・改善を図ります。
健康管理	バイタルチェックをもとに医師等との連携を図り健康管理を図ります。
移動介助	トイレ誘導、車椅子・歩行などの移動介助を行います。
排泄介助	便器への移乗、尿便後始末、陰部・臀部の清拭を行います。
食事介助	配膳・下膳、食事量チェック、水分補給などを行います。
入浴介助	利用者の身体的状態に併せた一般浴及び特殊浴を提供します。
口腔ケア	ご自身での歯磨きを可能な限り促すとともに、介助を要する方は、職員により義歯の清掃、うがいなどを介助します。
送迎	基本的には「玄関から玄関」での送迎を行いますが、家屋状況・周辺の道路状況により送迎方法を変更させていただく場合があります。

## 4 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

お電話等で申し込みください。面接・判定会議の後、通所リハビリテーション契約を締結し、計画を作成するとともにサービスの提供を開始します。

\*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

- 利用者及び家族は、サービス提供を終了する場合、サービス終了の1週間前までに文書により申し出ていただくことにより、サービス提供を解除終了することができます。ただし、利用者に正当な理由がなく、通所リハビリテーション実施期間中に利用中止の申し出をした場合は、原則基本料金及びその他ご利用いただいた費用をお支払いただきます。

#### ② 自動終了となる場合

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 利用者がお亡くなりになった場合

### ③ その他

- 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当センターを閉鎖または縮小する場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状況であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

### (3) 事故発生時の対応

- ① 救命措置：利用者に望ましくない事象が発生した場合には、当施設の総力を結集して、利用者の救命と被害の防止に全力を尽くします。
- ② 事故報告：事故に係るものであると判断した場合に管理者に報告し、「安全委員会」が対応します。
- ③ 利用者への対応：利用者及び家族の方に対し事故の状況、回復措置、その見通し等について誠意を持って説明いたします。また、保険者である区町村へ速やかに連絡いたします。
- ④ 記録：事故の経過に関する記憶をして、契約終了の日から2年間保存します。

#### (4) 身体拘束の禁止

- ① サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないようにします。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時期、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置をします。
  - (ア) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。また、決定した内容は従業員へ周知徹底をいたします。
  - (イ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - (ウ) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

#### (5) 虐待防止に関する事項

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置をします。
  - (ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。また、決定した内容は従業員へ周知徹底をいたします。
  - (イ) 虐待の防止のための指針を整備します。
  - (ウ) 従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施します。
  - (エ) 前(ア)～(ウ)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

② サービスの提供中に、当該従業員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとしてします。

(6) 業務継続計画の策定

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じます。

② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を及び訓練を定期的実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

5 当事業所のデイケアの特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施にあつては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者個々の能力に応じたリハビリテーション計画を作成し、施設の持つ様々な機能を活用して、施設全体で利用者の自立支援をいたします。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
職員への研修の実施	○	年間、複数回実施している。

### (3) サービス利用に当たっての留意事項

#### ①送迎時間について

- ・迎車：午前8時00分頃に施設を出発します
- ・送車：午後3時00分頃に施設を出発します

迎車の際のご利用者様宅への到着予定時刻につきましてはご相談の上決定いたします。ただし、交通状況により多少の誤差を生じることがあります。また、行事等により通常の送迎時間と異なる場合は事前にご連絡いたします。

#### ②体調確認について

送迎車内・または施設に到着したとき、当日の利用者の健康状態を確認させていただきます。

#### ③キャンセルについて

利用者の体調不良など利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料がかかる場合があります。

① ご利用日の当日午前8時40分までにご連絡いただいた場合 無 料
--------------------------------------

② ①以外の場合 800円
---------------

- ・食事のキャンセル：食事のみのキャンセルは当日午前9時までにご連絡ください。
- ・時間変更：ケアプランに基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。

## 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

ご家族	氏名	
	連絡先	

## 7 非常災害対策

- ・防災の対応：消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき消防計画等の防災計画を立て、職員および利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

## 8 サービス内容に関する苦情

①	通所リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等は <u>相談窓口担当までお申し込みください。</u>
②	当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。 <u>板橋区介護保険苦情・相談室（おとしより保健福祉センター内）</u> 電話：5970-1202 FAX：5392-2060 ※土曜日・日曜日・祝日を除く毎日 9:00 ~ 17:00
③	東京都国民健康保険団体連合会 電話：6238-0011 FAX：6238-0022 ※土曜日・日曜日・祝日を除く毎日 9:00 ~ 17:00

## 9 事業所の概要

### (1) 事業法人

法人名称	医療法人社団 和好会
代表者	理事長 金子 靖
法人本部所在地	東京都板橋区南常盤台1-15-14
電話番号	電話 03-3956-0145 FAX 03-3530-3775
施設等(種別)	金子病院(保険医療機関) 一般病棟38床・介護医療院病棟24床
	クリニックみずき(保険医療機関)

令和 年 月 日

通所リハビリテーションの提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都板橋区南常盤台1-16-3

名称 医療法人社団 和好会 通所リハビリテーションみずき

説明者

氏名 ㊟

私は、契約書および本書面により、事業所から通所リハビリテーションについて重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 ㊟

代理人

住所

氏名 ㊟

平成18年9月1日施行  
平成20年4月1日改定  
平成22年4月1日改定  
平成24年4月1日改定  
平成26年4月1日改定  
平成28年4月1日改定  
平成30年4月1日改定  
令和2年4月1日改定  
令和4年4月1日改定  
令和6年4月1日改定